

令和7年度（2025年度） 第3回 吹田市子ども・子育て支援審議会 会議要旨

開催日	令和7年11月25日（火）	開催時間	午前10時～午前11時45分
場 所	メイシアター 3階 レセプションホール		
出席者	赤尾委員、田辺委員、夏目委員、上野委員、大嶋委員、尾崎委員、梶原委員、姫野委員、福本委員、菊池委員、福田委員、高山委員、荒木委員、大下委員、田邊委員		
事務局	<p>【児童部】 北澤理事、岡田次長 子育て政策室： 松永参事、佐野主幹、西浦主査、岡崎主任 のびのび子育てプラザ： 古田所長 保育幼稚園室： 湊崎室長、須之内参事、安井参事、木戸主幹、堀主幹、三井主任 すこやか親子室： 久本参事 家庭児童相談室： 中谷室長、中井参事、飯田主査 こども発達支援センター： 紙谷センター長</p> <p>【地域教育部】 堀次長 青少年室： 国本室長、田中参事 青少年クリエイティブセンター： 曽我館長 放課後子ども育成室： 三住参事、山田主幹</p>		
傍聴者	5人		
案 件	<p>報告案件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) こども誰でも通園制度について (2) 令和7年度保育施設の整備について (3) 開発事業に係る保育所等の設置又は整備に関する要領の策定について (4) 留守家庭児童育成室の入室申請基準等の見直しについて (5) 子ども見守り家庭訪問事業の再構築について <p>審議案件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 吹田市こども計画の変更について 		
事務局	[会議成立の確認、傍聴者の確認、資料の確認を行った。]		
会長	報告案件の（1）こども誰でも通園制度、（2）令和7年度保育施設の整備、（3）開発事業に係る保育所等の設置又は整備に関する要領の策定について、事務局から説明をお願いします。		
事務局 (説明)	こども誰でも通園制度について、子ども・子育て支援法施行条例の改正により、利用者との契約手続等の事業運営に関する事項や利用定員に関する事項を定めるということですが、各実施園がある程度柔軟に対応できるような定めとしていただければというのが現場の意見です。児童の安全な保育や利用者との明瞭な契約のための手続はしっかりと行う必要がある一方で、プレスクールや親子教室などで関わりのある保護者や児童がこの制度を利用する場合などには、効率的な手続により進められる方が、現場の負担も最小限になり、利用者もスムーズに制度が利用できると思います。また、近隣各市の規定と吹田市の規定が大きく異なる内容になると、私立幼稚園では、事業運営が煩雑になってしまうことにも御配慮いただければと思います。		
事務局	低年齢児を保育する事業のため、児童の状況確認や保護者との意思疎通など、具体的な進め方を事業者の方と相談しながら検討します。		

B委員

こども誰でも通園制度を実施するにあたっては、現場の声も聴きながら進めていただけたらと思います。また、受付時に保護者との面談が必要となるため、その周知も重要だと思います。

C委員

こども誰でも通園制度を実施することによる在園児への影響を教えてください。

事務局

まだ、実施施設や形態は決まっていませんが、在園児にできるだけ影響がないようにと思っています。事業者の方と相談しながら進めていきたいと考えています。

C委員

在園児やその保護者から見ると新たな事業のために人員が取られるように見えるので、課題として考えていただきたいと思います。京都市は、今年10月から公立保育所で試行的に実施をしています。ある公立保育所では、専用室で受け入れ、事業の担当者として会計年度任用職員を2人配置しています。この体制で実施しても毎日、時間によって入れ替わる乳児を受け入れて保育するだけでも大変で、さらに保護者との信頼関係を短時間でつくることが必要です。また、在園児と生活の流れが異なる子供たちに応じて動く必要があり、他の職員との連携ができなければ事業自体が成り立たないため、保育士の経験や力量が大きく求められてしまうことがあります。吹田市は公立保育所で実施をされないと聞いていますが、市として課題を把握し、国基準で十分なのかどうか、市として独自の条件整備が必要ないのかどうかを確認することが必要ではないでしょうか。

事務局

保育ニーズへの対応も必要な中で、この制度に対する保育体制の確保は非常に厳しい状況です。私立幼稚園などで既存の人員を活用しての実施を御検討いただいているので、市では、事業者のサポートに重点を置いて進めていきたいと考えています。

C委員

今後も保育ニーズが見込まれる中で、新たな事業を実施していくのは、現場が大変だと思います。市として、民間園の支援をしっかりと検討していただきたいと思います。

D委員

子供アンケートはどのように実施していくのでしょうか。幼児には難しいと感じますし、保護者が代わりに答えることができると、回答を誘導してしまうのではないかでしょうか。また、Q2は、もう少し見やすくなれた方が良いと思います。

また、開発事業に係る保育所等の設置等について、単身向けのマンション等もある中で、対象となる開発事業かどうかを、戸数で判断するのは難しいのではないかでしょうか。

事務局

子供アンケートはさくら連絡網を活用して、小中学生の保護者に向けて周知を行い、保護者の方からお子様にお声がけいただくように考えています。また、未就学児に対しては、園にアンケートを提供し、保護者を通じて、お子様にお答えいただくことを考えています。保護者が代わりに答えることができるという記載につきましては再考します。Q2につきましても、画面上で、レイアウトを工夫して、見やすくなるように検討します。

事務局

開発に伴う保育施設の用地確保につきましては、定量的な基準が必要となることから、これまでの本市の実績なども考慮し、200戸以上の住宅開発を最低基準として設定しようとするものです。また、集合住宅の場合は、床面積を40m²以上に限定する予定です。運用にあたっては、これまで通り、開発事業者との協議の中で確認を進めていき、住宅のコンセプトを確認し、制度に該当するかを都度判断していきます。

D委員

子供アンケートについて、私学に通っている中学生はどうなるのでしょうか。

事務局

市内にある私立中学校につきましては、別途、周知への御協力を依頼する予定です。

C委員

子供アンケートのQ6について、こども誰でも通園制度について直接尋ねる項目の必要性は認めますが、子供たちからするとイメージがしづらいと思います。例えば、保育園に通っていた時に、「もっとこういう対応があればよかったです」、「もっとこんな環境ならよかったです」と思うこ

とは何かなどの聞き方にして、どんな条件整備が必要かを探っていくなど工夫をしていただけたらと思います。また、さくら連絡網で流して、保護者から子供に伝えて回答させることは、かなり回答数が限定されるのではないかと考えます。また、一定数の意見を聴きたいのであれば、紙媒体での配付や、学校のタブレット端末で回答してもらうのはどうでしょうか。このアンケート期間とは別になりますが、保育所であれば卒園時に親子で園生活を振り返ることがあるため、そのような時期に依頼するといろいろな声が聴けるのかなと思います。

事務局

内部で検討し、できるところから取り組んでいきたいと思います。

E委員

開発事業に係る保育所等の設置等について、どのくらいの開発事業者が対応してくれるのでしょうか。また、施設整備の費用負担はどうなるのでしょうか。

事務局

開発に伴う保育施設の用地確保に関しては、本市の開発事業の手続を定める条例の中で、事業者の義務として定められています。施設整備の工事費等については、国の制度を活用して助成しています。これまでも助成制度を活用いただき、施設整備に御協力いただいています。

C委員

対象となる開発事業の対象を200戸以上としている根拠を教えてください。

事務局

戸数の根拠としては、本市のこれまでの開発での実績などを参考に設定しています。ただし、200戸以上のマンションであれば、必ず保育施設を作っていただくわけではなく、地域の保育の需給状況や将来の保育の需給バランスを勘案し、必要だと思われるところに適用する想定です。

C委員

保育所の用地の提供面積は定員数で規定されていますが、開発事業者としては最小限の設置基準で面積を計算すると考えられます。子供や保育の環境整備の観点からすると、ただ保育所ができればいいのではなく、定員とともに園庭なども含めた面積も条件に加えるべきと考えますがいかがですか。

事務局

保育所においては、保育室と屋外遊戯場のみ面積に関する要件を定めています。開発により整備する施設においてのみ、さらに条件を上乗せする考えは現在ありませんが、長く運営していただく施設になることを想定し、限られた区画の中で安全で質の高い保育が期待できることも大切であり、保育施設に求められる内容も説明をした上で、用地確保を求めていきたいと考えています。

C委員

マンションの開発事業者による乱開発を規制することも必要だと思います。大阪府内では吹田市が先駆けて1972年に制定した住宅建設等に関連する公共施設等整備要綱では、子供の遊び場、緑地、広場の必要性から公共空地を事業者に義務づけ、その設置・整備は事業者の負担で用地も無償で提供することが定められていました。このようなことも参考に事業者に責任を持つて行わせるべきだと考えます。また、例えば190戸だと対象からこぼれ落ちると思いますが、対応は何か考えていますか。

事務局

本市としては、大規模マンション建設など住宅開発が進んでいく中、社会インフラの整備を前もって確認し、入居される方だけでなく、周辺地域の方にも不便のないように準備していくものです。定量的な基準により運用していく以上、例えば、住戸199戸の場合は、この権限行使の基準からは外れてしまいますが、必要に応じて当該事業者に協力を求めます。

C委員

マンション建設は、学校や学童保育にも関わるものなので、関係所管と連携してほしいと思います。

F委員

こども誰でも通園制度について、事業者の実際に働く職員に対しても匿名でアンケートを実施できれば良いと思います。

事務局

現場の職員の方のお声を聴くことも、大事なことだと考えています。

会長

次に、報告案件の（4）留守家庭児童育成室の入室申請基準等の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

（説明）

G委員

現在の入室基準として、就労の終了時間に関するものや、祖父母同居場合など、他に基準はありますか。また、基準がある場合、それらの見直しの予定はありますか。

事務局

その他の基準としては、午後3時以降に就労、もしくは就学が終了することを条件としています。また、祖父母が同居の場合、入室の対象外となります。祖父母が定められた年齢を超える場合は、同居とみなしません。これらの内容は、今回の見直しで変更しません。

C委員

今回の入室申請基準の案を採用した場合、どれくらいの児童が入室の対象外となるのか教えてください。

事務局

令和9年4月の入室児童の試算では、100名程度が入室の対象外となります。

C委員

入室できなかつた子供達の受け皿をどのように考えているか教えてください。

事務局

待機児童を発生させないため、本当に保育を必要とされる方から入室していただく観点で基準の見直しを進めています。入れなかつた方の対策は、アクションプランの中で検討していくと考えています。

C委員

アクションプランはどのようなものを考えているのでしょうか。また、待機児童解消に向けては、現在の学童保育の質を落とすことなく進めるという理解で良いでしょうか。

事務局

指導員の確保及び施設の確保というのが年々厳しくなっている状況の中では、これまで通りの学童保育がかなり厳しい状況になってきています。その中で、アクションプランを検討しているところですが、幼稚園や認定こども園などの学校敷地外での実施も含めた量の確保等について、保護者の方にも御意見をいただきながら進めていきたいと考えています。

会長

次に、報告案件の（5）子ども見守り家庭訪問事業の再構築について、事務局から説明をお願いします。

事務局

（説明）

H委員

確かに家庭に来られるのは抵抗感があります。理由としては、具体的に来られて何をするのかわからないという点と、新型コロナウイルス等で接触に不安があるところです。訪問の目的を、親子教室や母子手帳交付などの際に発信していくべきではないかと思います。

事務局

本事業は、全戸訪問との児童福祉法の定めに基づき実施しておりますが、様々な家庭の事情や家庭環境、社会情勢により難しくなっていることを痛感しています。再構築により、保健師や助産師、家庭児童相談員と専門的な見地での情報提供や必要な子育てのサービスの紹介の機会にできたらとも思っています。これまで、民生・児童委員の方々には多大なる御協力をいたしており、子育てには地域での見守りが必要な部分があると思いますので、引き続き民生・児童委員の皆様に御協力いただきながら、あり方を変えていきたいと思っています。

C委員

訪問だけでなく、集団検診の際に職員がその家庭や子供の状況を把握できれば良いと思います。

事務局

健診については、1歳6か月児健診と2歳6か月児の歯科健診、3歳児健診を集団健診で実

施していますが、本事業の対象となる生後4か月までの児童については、個別健診の中で気になる点がある場合には、医師から本市に御連絡をいただき、対応するように努めているところです。

E委員

訪問して会えなかつた方たちに対するアプローチは何か実施していますか。また、無記名での相談や電話での相談ができるようなものがありますか。

事務局

訪問して不在だった場合は、案内文を投函しております。無記名での相談に特化したものはありませんが、家庭児童相談室において、平日9時から17時半まで相談を受け付けており、その中で名前を言いたくない方については、無理に聴き取らずに対応しています。

E委員

行政からプッシュ型のアプローチが必要なのではないかと思います。

I委員

民生・児童委員がマンションなどを訪問する際、インターホンを鳴らしても応答がないケースが多く、名札を見せるなどの工夫をしていますが、面談率は下がっています。今まで、この地域のこの辺りに、こういう子供がいるというのが分かりましたが、業務が家庭児童相談室に移ることで、情報提供はなくなります。それでも地域の子供のために働いていきたいという思いがありますので、家庭児童相談室と連携を取りながら、見守りを続けたいと考えています。

事務局

事業の再構築にあたっては、民生・児童委員の方々とお話し合いを重ね、どのような形であれば訪問時に子供達に会うことができ、ハイリスクな家庭の子供達をサポートできるのかを考えました。まずは行政職員が訪問に行き、そこから必要な地域の見守りにつなげていくという形で進めていきます。ただ、地域の気づきも必要となっていますので、双方向で情報交換し、今後さらに発展させていきたいと思っています。

F委員

子育てサイトやアプリなどの情報の周知の検討をお願いします。

事務局

今後も本市のサイトやアプリを利用しながら必要な情報を提供し、訪問時にサイト・アプリの周知を図ります。

会長

次に、審議案件の（1）吹田市こども計画の変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局

（説明）

C委員

青少年クリエイティブセンターのこども計画における位置付けを教えてください。また、青少年クリエイティブセンターの移転・集約建替えによって、どういう施設にしていくのでしょうか。

事務局

こども計画では、子供・若者が主体となった居場所の確保の一つとして、青少年クリエイティブセンターを位置付けており、現在もニュータウンや江坂方面からも来ていただいているところです。施設の知名度をさらに上げていき、全市民が行ってみたいと思える施設を目指して、建替えを検討していきます。

C委員

こども計画に特定の施設名を挙げて、施設の今後について書き込むことは、計画主旨に馴染まないのではないかという印象もありますが、いかがでしょうか。

事務局

こども計画では、例えば児童会館の施設改修などに關しても記載しています。青少年クリエイティブセンターは、市内に1施設しかないため、施設種別が個別施設名となります。同様の位置付けを考えています。また、本市のこども計画は、次世代育成支援行動計画を包含しており、国の補助金等の財源確保の関係もあり、整備の具体的な方向性の記載が必要な場合には、施設の種別単位を基本に整理していきます。

B委員

施設の整備についてですが、人材不足が深刻なため、建物を建てても対象児童の受入れはできないということも十分にあり得ると思いますので、状況を正確に見極めながら進めていただけたらと思います。また、教育・保育の提供区域はかなり広域に設定されており、例えばJR以南と片山・岸部地域では同一区域でも状況が異なります。計画策定にあたり、詳細な地域単位でしっかりと検討していただくべきだと思います。

事務局

想定している保育ニーズがさらに増加し、その傾向が継続すると見込んでおり、今回計画の見直しを行い、保育の環境整備に向けた取組を進めたいと考えております。また、過剰整備にならないよう、引き続き3区域ごとの状況を見て、しっかりと分析しながら進めていかなければならぬと考えています。

J委員

青少年クリエイティブセンターの建替えの時期や期間、移転場所を教えてください。

事務局

移転場所については、現在の運動場と青少年会館・体育館とが離れているため、運動場の方に青少年会館と体育館を移転しようと考えています。期間については、来年度、基本構想を策定し、その後、工程を具体的に出していきますが、少なくとも7年間は必要だと見込んでいます。

K委員

人材確保が難しいからといって、行政として保育所を整備しないということにはならないのではないかと思います。市として難しい課題に取り組んでいくことになると思いますが、子を持つ親が安心して働く環境を作っていただけるように、対策をしていただけたらと思います。

A区域では、令和7年度に待機児童がJR以南地域で4人発生していますが、今回の見直しが待機児童の解消につながる取組になるのでしょうか。

事務局

本市としては、子育てしやすいまちづくりを目指し、保育所等の待機児童数を0人にする目標に取り組んでいます。今回、保育ニーズ、保育提供量の見直しによって、すべての区域において保育所等を整備する必要性が生じています。増加する保育ニーズに対応しながら、待機児童が発生している地域については、速やかな解消につながるよう、保育環境の整備に努めます。

K委員

令和7年9月の市議会では、A区域にあるJR吹田駅南立体駐車場跡地の活用を検討していることが出ていましたが、現時点でのお考えはいかがでしょうか。

事務局

JR吹田駅南立体駐車場跡地の活用につきましては、先週の公共施設最適化推進委員会において、私立保育所の整備用地とする方向性の確認を行いました。今後、関係部局間で調整しつつ、令和10年4月の開設を目指して進めようとしているところです。

K委員

保育ニーズに対応するため、計画変更が必要になり、速やかに対応しようとする市の姿勢は理解しました。一委員としての意見になりますが、立体駐車場跡地を含め、対応が必要な地域にはしっかりと保育施設を確保していただくことが望ましいと思います。子育てしやすいまちを目指して、地域に根差した保育所となるよう、地域の方には丁寧に説明し、引き続き待機児童対策を進めていただきますようお願いします。

会長

最後に次回の開催予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

次回の審議会の開催は、令和8年2月3日火曜日の午前10時から11時30分を予定しています。概ね1か月前に開催の連絡をさせていただきます。

C委員

今回の議案には、留守家庭児童育成室の募集に関する内容が含まれています。それにもかかわらず、直接関係する委員が参加できない日程で開催したのは問題があると思いますので、今後の開催については、よく各委員と調整して決めるようにしてください。

事務局

可能な範囲で調整させていただきます。

会長

それでは本日の審議会は、これで終了します。